

## 社会福祉法人桃郷行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年 6月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び法人内広報誌などによる職員への周知

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成31年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知
- 平成31年 5月～ 相談員の研修

目標3：計画期間内に、年次有給休暇取得率を、毎年、前年度実績を上回るよう取組を行う。

<対策>

- 平成31年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年11月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 平成31年11月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成31年12月～ 法人内広報誌などでキャンペーンを行う

目標4：すでに実施しているノー残業デーの効果測定を行い、完全実施に向け職員への徹底を図る。

<対策>

- 平成31年 4月～ 各部署に問題点の検討
- 平成31年 4月～ ノー残業デーの完全実施